

一般社団法人への移行に伴い策定した関連規則類の案

以下の 16 の関連規則類の案を策定した。学会運営規則は新規で策定し、それ以外については従来の規則類の内容を必要最小限に修正することに留意した。

・学会運営会則	p.2
・理事会運営規則	p. 3-4
・執行理事会運営規則	p. 4-6
・会計規則	p. 6-7
・名誉会員候補者選考規則	p. 7
・賞表彰規則	p. 8-9
・学会賞選考委員会及び賞の委員会等運営内規	p. 9-10
・「化石友の会」運営規則	p. 11
・出版・編集規程	p. 11-13
・倫理綱領	p. 13-14
・会費割引制度規則	p. 14
・Paleontological Research 投稿規程	p. 15-19
・「化石」投稿規程	p. 19-23
・日本古生物学会特別号 投稿規程	p. 23-24
・「古生物学トピックス」投稿規程	p. 25
・その他の出版物投稿規程	p. 26

一般社団法人日本古生物学会学会運営規則	
第1章 役員	
第1条	本会の役員は理事30名、監事1名以上とする。理事のうち1名を会長とする。任期は総て2年とし再選を妨げない。理事は65歳未満の特別会員（第2条2）の中から会員の通信選挙によって選出される。
第2条	理事の選出は以下のとおりとする。 1) 選挙権は、社員が有する。 2) 理事の被選挙権は、特別会員のうち選挙のある年の4月1日の時点で65才に達していない者が有する。 3) 理事選挙で第30位に得票同数の者が出た場合は、年少者から順に当選者とする。 4) 理事に欠員が生じた場合は、第1条に定める通信選挙の次点者を、ただちに理事に選出する。
第3条	本会には名誉会長を置くことができる。名誉会長は理事会が推薦し総会の決議によって定める。名誉会長は理事会に陪席することができるが議決には参加できない。
第2章 学会の経費	
第4条	本会の経費は会費、寄付金、補助金などによる。
第5条	会費の金額は総会に諮って定める。会費は普通会员年8,000円、特別会員年10,000円、賛助会員年1口15,000円以上とする。名誉会員は会費納入の義務がない。在外の会員は年10,000円とする。なお、一般社団法人日本古生物学会会費割引制度規則に定められた条件を満たす普通会员および特別会員は、会費の割引を受けることができる。
第3章 委員会	
第6条	本会の目的を達するため総会の議を経て本会に各種の研究委員会を置くことができる。
第7条	本会に対して、会員が科学者倫理に抵触したとの疑義・申し立てがあった場合には、会長は倫理委員若干名を指名し、臨時の倫理委員会を招集する。
第4章 その他	
第8条	本規則の改訂は、理事会の決議による。

一般社団法人日本古生物学会理事会規則
第1条 一般社団法人日本古生物学会理事会（以下理事会と略称する）は、会長及び理事によって構成される。
第2条 定例の理事会は、総会の2週間前までに1回、例会の前に1回開かれる。会長は、必要であると認めるとき、及び理事5名以上の連署で理由を付して要求のあったとき、臨時理事会を召集しなければならない。
第3条 理事会は、総会の定めた基本方針に則り、次の事項を審議する。 1) 学会運営の具体的方策、事業計画及び予算案の立案、決算案の承認、執行理事会に対する指示。 2) 賛助会員の入会の推薦、特別会員・名誉会員の推薦、その他会員の本学会における身分に関する決議。 3) 本学会の会長、業務執行理事、賞の委員会委員、名誉会員候補者選考委員会委員、監事候補者の選出。 4) 本学会が編集出版する出版物の編集委員会や、理事会の議決に基づいて本学会内に設置される委員会等の委員の決定、本学会を代表して外部の各種機構に参加する委員等の決定または推薦。 5) 本学会に設けられた賞の受賞者の決定。 6) 総会の議題の決定。 7) 定款改訂の発議、各種規則の制定。 8) その他、会則に定める本学会の目的及び活動のために必要と考えられる事項。
第4条 理事会の議題は、執行理事会が提出した議題、理事が提出した追加議題及び動議とする。
第5条 理事会の議決は、特に決議がない限り無記名投票、多数決とする。可否同数のときは議長がこれを決める。但し、会長の選出の場合は理事定数の過半数の賛成を必要とし、1回の投票で過半数に達しなかった場合には決選投票を行う。決選投票でも同数となった場合には、年長のものを会長とする。定款改訂の発議の場合も、理事数の過半数の賛成を必要とする。
第6条 会長が必要と認める場合には、定款第29条の第2項に基づき、理事会の意向を確認するために審議の一部について理事の通信投票を行うことができる。
第7条 理事会に刊行物委員会を置く。刊行物委員会は、会長、庶務係、欧文誌編集係、特別号編集係、「化石」編集係で構成され、本会の全ての刊行物に関する企画、刊行物間の調整を行う。
第8条 本規則の改訂は、理事会の決議による。

附則

- 1) 執行理事会は、会員の情報伝達、会務の現状の広報に努力しなければならない。
- 2) 理事会の運営・審議にあたっては、その細部を定めた「申し合わせ」を参照する。

申し合わせ

- 1) 執行理事会に出席できない業務執行理事は、書面またはその他適当な方法で執行理事会に会務を報告しなければならない。
- 2) 各出版物の編集係（編集委員会）は、業務の性質上、2 期以上継続することが望ましいので、必要に応じて、理事会の了承のもとに会長委嘱の業務執行理事を理事から選任する。
- 3) 庶務系の任期は、連続して 2 期までとする。
- 4) 本学会年会は毎年 6 月頃に 1 回、例会は 1～2 月頃 1 回開き、定例総会は毎年 6 月までに開催する。年会・例会は、なるべく開催地の意向を重視し、開催機関が主導的に計画、運営されることが望ましい。具体的には、プログラム・プレプリントの編集、シンポジウム・特別講演・ポスターセッション・ショートコース・巡検・夜間小集会・懇親会など、年会・例会に伴って開催される各種行事の立案・運営をできる限り開催機関に任せる。行事係は、長期のプランニングを行い、必要に応じて開催機関に協力、要請または助言を行う。
- 5) 会員の入会は、執行理事会で決定し、特別会員の推薦は、年度初めの理事会で議する。理事会で新特別会員に推薦された者については、その意志を確かめたうえで種別変更の手続きをとる。
- 6) 会員に対する各会費割引制度適用の可否は執行理事会で決定し、理事会に報告する。
- 7) 本学会会員として 30 年以上在籍し、退会を申し出た個人会員で、古生物学及びそれに関連する分野に顕著な功績があった方には、退会後も理事会の議を経て本会「化石」を寄贈することができる。（1985 年 6 月日本古生物学会評議員会申し合わせ）

一般社団法人日本古生物学会執行理事会規則

第 1 条 一般社団法人日本古生物学会執行理事会（以下執行理事会と略称する）は、会長と業務執行理事から構成される。業務執行理事は、理事会による互選によって選出された業務執行理事及び必要に応じて会長が理事の中から指名し理事会の承認を経て任命される若干名の業務執行理事をもって構成される。業務執行理事数は 10 名とするが、必要に応じて理事会の議により増減させることができる。

第2条 執行理事会は、本学会総会及び理事会において決定された運営方針に従って、会務を執行すること、各種事業の統括・調整を行うこと、会員の入会を決定すること及び活動・運営方針の原案を作成して理事会に提案することを任務とする。

第3条 会長は必要に応じて執行理事会を召集し、その議長となる。会長に支障のある場合は、会長の委嘱あるいは互選によって選ばれた業務執行理事がこれを代行する。会長が緊急を要すると判断した場合には、通信をもって執行理事会を成立させることができる。

第4条 執行理事会には、庶務、国際交流、会計、行事、会員、欧文誌編集、特別号編集、「化石」編集、渉外、広報、電子ジャーナル、化石友の会の12係を置き、業務執行理事が分担して業務を行う。各係には、会長の委嘱によって業務執行理事の業務を助ける幹事を若干名を置くことができる。

第5条 各係の業務分担は、原則として以下の通りとする。

- 1) 庶務係：会長の補佐、会及び執行理事会に関する庶務業務、文書の発受、外部との連絡折衝、学会記録の作成と保管、その他、他の係の業務に属さない事項。
- 2) 国際交流係：国際交流事業の計画・実施に関する業務、海外の諸機関及び会員外の個人との連絡折衝。
- 3) 会計係：本学会会計の出納及び基金の管理、会費及び本学会出版物の購読料等の徴収、滞納者への請求、補助金及び寄付の申請・受領、物品の購入・保管、会計帳簿及び証書類の整理と保管、予算案及び決算書類の作成、その他、本学会の会計及び財政に関する業務。
- 4) 行事係：本学会年会・例会の企画及び会場となる機関との連絡・援助、プログラムの作成と会員への通知、その他、本学会の主催する行事の企画と実施に関する業務。
- 5) 会員係：会員の入退会・除名・会員種別の変更・会費割引に関する手続き、会員の氏名・住所その他に関する記録の整理、その他、会員に関する業務。
- 6) 渉外係：庶務係と連携し、学会の業務に関する国内外からの依頼・要請等の対応業務。
- 7) 広報係：会員への学会研究活動や学会の動向に関する広報及び関連する業務。
- 8) Paleontological Research 編集係：本学会欧文誌編集委員会の委員長として、同誌の編集業務全般（投稿原稿の受付保管、編集、出版など）に関する業務。
- 9) 特別号編集係：本学会特別号編集委員会の委員長として、同誌の編集業務全般（原稿の募集、投稿原稿の受付保管、編集、出版など）、及び出版助成金の申請、販売に関する業務。
- 10) 「化石」編集係：本学会邦文誌「化石」編集委員会の委員長として、同誌の編集業務全般（投稿原稿の受付保管、編集、印刷など）、及び配布に関する業務。

11) 電子ジャーナル係：本学会欧文誌の電子出版に関連する業務、及び電子出版プラットフォーム提供団体との連絡。
12) 化石友の会係：化石友の会の運営やイベント企画と実施に関する業務。
第6条 執行理事会は、本学会運営の現状を定例の理事会に報告し、承認を受けなければならない。
第7条 本規則の改訂は、理事会の決議による。
申し合わせ 1) 執行理事会の各係は、各々の業務を遂行するためのマニュアルを作成し、業務の引継に支障のないようにする。 2) 文部科学省に対する欧文誌の出版助成申請調書の作成は、渉外係が中心となり、Paleontological Research 編集係、庶務係、会計係と協議しながら行う。 3) 推薦者のいない入会申し込みについては、原則として化石友の会への入会を勧めることとする。 4) 会員の入会の決定に関する審議は、業務執行理事の通信によって行うことができる。 5) 事務局の職員の待遇についてはマニュアルを作成し、業務の引継に支障のないようにする。 6) 会員は初等および中等教育課程修了者を原則とする。

一般社団法人日本古生物学会会計規則
第1条 この規則は、一般社団法人日本古生物学会（以下、日本古生物学会）が定款第2章に定める事業を行うための会計業務に関して、法令、定款、理事会運営規則、執行理事会運営規則で定めない事項を規定する。
第2条 日本古生物学会は、不定期出版物の刊行、周年記念事業及び助成事業のために、基金を設けることができる。
第3条 収支決算に剰余がある場合には、その一部または全部を基金に編入することができる。
第4条 基金からの支出は、理事会の議決を経なければならない。
第5条 本会が外部団体から受けた補助金などの会計については、補助金毎に独立に管理・執行する。その管理・執行にあたっては、当該補助金に関わる規定を遵守する。

第 6 条 本規則第 2 条に定める基金および第 5 条に定める補助金などの会計についても、執行理事会運営規則第 5 条の 3)に定める会計係が管理し、定款第 22 条に定める監事監査を受ける。
第 7 条 会計係は、毎事業年度終了後、事業報告及び決算を取りまとめ、会長は、定款第 36 条にしたがって事業報告書や決算書類等を作成しなければならない。
第 8 条 監事は、監査結果を総会で報告しなければならない。
第 9 条 会計係は、事業計画および収支予算を取りまとめ、会長は、定款第 35 条にしたがって事業計画書および収支予算書を作成しなければならない。
第 10 条 本規則の改訂は、理事会の決議による。

一般社団法人日本古生物学会名誉会員候補者選考規則
第 1 条 本規則は、一般社団法人日本古生物学会定款第 5 条に基づき、古生物学について顕著な功績のある者に与えられる名誉会員の候補者選考に係わる事項を定める。
第 2 条 理事会は、名誉会員の推薦のために、名誉会員候補者選考委員会（以下選考委員会と省略する）を設ける。
第 3 条 選考委員会は、会長と若干名の元会長より構成され、委員長は会長をもってこれにあてる。委員の任期は、委嘱された日から理事会への答申を終える日までとする。
第 4 条 選考委員会は、次にあげる選考基準を満たす者の中から、名誉会員候補者を推薦することができる。古生物学について顕著な功績があり、選考が行われる当該年の 4 月 1 日時点で次の事項を満たしていることとする。 1) 年齢 75 歳以上。 2) 本会及び任意団体である日本古生物学会に通算して会員歴 50 年以上。
第 5 条 選考委員会は、名誉会員候補者の生年月日、会員在籍期間及び古生物学についての功績に関する調書を作成する。
第 6 条 選考委員会は、理事会から指定された日までに候補者選考を終了し、選考経過と結果を理事会に答申する。
第 7 条 本規則の変更には、理事会の承認を必要とする。
第 8 条 本規則の改訂は、理事会の決議による。
附則 推薦については、候補者の推薦者が推薦書類一式を作成する。

一般社団法人日本古生物学会賞表彰規則
[総則] 第1条 一般社団法人日本古生物学会定款第3条の目的を達成するため、定款第4条第4項に基づき、本規則第2条に該当する者を表彰し、これに本学会の賞を授与する。
[賞の種類] 第2条 賞は学会賞、学術賞、研究奨励賞、論文賞、貢献賞、学生ポスター賞の6種とする。
[対象者] 第3条 賞の対象者は原則として本学会会員で次の各項に揚げるものとする。 1) 学会賞（横山又次郎先生を記念し、横山賞とも呼ぶ）：長年にわたり古生物学の研究に顕著な成果をあげ、又本会に対し著しく貢献した者。 2) 学術賞：優れた研究成果をあげ、古生物学の進歩に寄与し、将来の発展が期待される者。 3) 研究奨励賞：学会賞選考委員会及び賞の委員会等運営内規Ⅱの5.の基準を満たす者で、優れた研究成果をあげ、古生物学の進歩に寄与し、将来の発展が期待される者。 4) 論文賞：本会欧文誌、Paleontological Research に優れた研究を發表し、古生物学の発展に寄与した者。 5) 貢献賞：1～4項のほか本会の目的を達成する上で貢献のあった者。 6) 学生ポスター賞：学会賞選考委員会及び賞の委員会等運営内規Ⅲの2.の基準を満たす会員で、本会の年会または例会において、筆頭講演者として優れたポスター発表を行った学生。
[選考の方法] 第4条 学会賞の受賞候補者は学会賞選考委員会で、また学術賞、研究奨励賞及び論文賞の受賞候補者は賞の委員会で選考する。貢献賞の受賞候補者は、会員の推薦と理事2名以上の紹介により学会事務局が受け取り、審議を賞の委員会に付託する。学生ポスター賞の受賞者は、理事会において互選された選考委員が決定する。
[表彰の決定] 第5条 学会賞選考委員会及び賞の委員会は、受賞候補者を選定し、理事会に報告する。理事会はこれを審議の上受賞者を決定する。
[表彰の方法] 第6条 表彰は賞状及びメダル等の授与とし、学生ポスター賞を除く各賞については総会において受賞理由を公表して贈呈する。学生ポスター賞については会期中に贈呈する。

[運営] 第7条 学会賞選考委員会、賞の委員会及び学生ポスター賞選考委員会の組織と運営については、運営内規の定めるところによる。
[授与の取り消し] 第8条 各表彰の選考決定後もしくは授与後であっても、顕彰内容が捏造・改ざん・盗用等による不適切な成果であると認められたとき、または本会の名誉を著しく毀損するような事象が発生した場合には、理事会の決議により、授与を取り消せるものとする。
[規則の改訂] 第9条 本規則の改訂は、理事会の決議による。

一般社団法人日本古生物学会賞選考委員会及び賞の委員会運営内規	
I 学会賞選考委員会	
1. 学会賞選考委員会の委員は若干名とし、理事の選考発議があり次第、その都度理事会で委員を選出する。委員長は会長をもってこれにあたる。 2. 学会賞は、国際的に高い水準の研究を行い、わが国の古生物学会の水準を著しく高めるのに貢献し、その評価が国内外において十分に定着した者に対し、その功績をたたえ、本会として謝意を表するため授与する。 3. 賞の内容は賞状とメダルとする。	
II 賞の委員会	
1. 賞の委員会の委員長は会長をもってこれにあてる。委員は7名とし、うち6名は理事会が選出し、1名は欧文誌担当業務執行理事をあてる。委員の任期は2年とする。欧文誌担当業務執行理事を除く6名の委員は、毎年その半数を改選する。賞の委員会は互選により、その6名の委員から2名の幹事を選出する。幹事は委員長を助け会務を整理する。委員の代理は認めない。但し委員会の成立は通信をもって代えることができる。名誉会長は受賞者の選考に際して委員会に参加することができる。 2. 賞の委員会委員が受賞候補対象者となった場合、または委員と利益相反の関係にあると判断される場合は、該当する賞の選考には一切関与しないこととする。これによって減数した委員の補充は行わない。 3. 学術賞、論文賞候補者の推薦は、名誉会員と特別会員によるものとし、それぞれについて2名以内とし、複数候補の場合は順位をつけるものとする。研究奨励賞の推薦は、若干名とし、複数候補の場合は順位をつけるものとする。選考の際は、理事会及び名誉	

会長に対し、理由を付した推薦を依頼する。推薦された候補者全員を選考の対象とし、審議の上、受賞候補者を選定理由を付して理事会に報告する。 4. 学術賞は優れた研究成果を挙げた者の中から特に優秀な者を選び、奨励のために授与する。但し、既に学術賞を受賞した者は除かれる。 5. 研究奨励賞は、名誉会員と特別会員からの推薦、または会員からの自薦により応募があった者について、次にあげる選考基準を満たす者の中から推薦する。（1）学術雑誌等に優れた論文を発表した著者、（2）受賞時の4月1日時点で、学位取得後8年以下の者。但し、出産・育児による休業等（休暇、休職、離職を含む）に伴う研究活動の中断期間が通算3ヶ月以上ある場合は、学位取得後10年以下の者とする。既に、研究奨励賞を受賞した者は除かれる。 6. 論文賞の受賞対象となる論文は、Paleontological Research に発表された原著論文とする。その間に適当な論文がなければ推薦を見送る場合がある。 7. 貢献賞は、本会の活動に対する貢献、研究協力、普及などの面で古生物学に貢献した個人（または団体）を対象とする。候補者の推薦には理由その他審査資料を付し、定例の理事会の前に学会事務局に提出するものとする。選考に際しては、受賞候補者を審議の上、選定理由を付して理事会で意見を問う。 8. 賞の内容は賞状とする。但し、研究奨励賞は研究奨励金を副賞とする。
III 学生ポスター賞選考委員会 1. 学生ポスター賞選考委員会の委員は5名とし、年会・例会毎に委員を理事会で選出する。委員は、ポスター発表の著者ではない者の中から、専門分野等を配慮して選ぶ。 2. 学生ポスター賞は、次にあげる選考基準を満たす会員の中から選考する。博士号を未取得の学生または研究生。 3. 選考委員は発表時間中に採点して会期中に審査を行い選考する。 4. 学生ポスター賞は賞状とする。
IV 外部団体の各種賞 1. 外部団体の各種賞および奨励金等に対する候補者の推薦は、理事会の委嘱を受けて賞の委員会が審議により決定し、その結果を理事会に報告する。 2. 外部団体の各種賞の推薦にあたっては、その細部を定めた「細則」を参照する。
V 内規の改訂 本内規の改訂は、理事会の決議による。

一般社団法人日本古生物学会「化石友の会」運営規則
第1条 一般社団法人日本古生物学会定款（以下定款という）第3条の目的を達成するため、定款第4条に基づき、「化石友の会」（以下「友の会」という）を設置する。本学会会長を代表者とし、本学会会員以外で古生物学及びこれに関係ある諸科学に興味を持ち「友の会」への参加を希望する者で構成する。
第2条 「友の会」担当業務執行理事及び幹事は、理事会において決定された運営方針に従って「友の会」の業務を執行し、実務の一部を本学会事務局に委託する。
第3条 本学会事務局は、「友の会」への入会希望者を受け付け、年会費 3,000 円を徴収する。
第4条 本学会は、各年度の会費を支払った「友の会」会員に対して、古生物学関連科学の後継者育成及び普及のために、その年度発行の和文誌「化石」を配布し、本学会定款第4条に規定した事業に参加することを認める。
第5条 「友の会」の会計は、本学会の会計と一元的に管理される。
第6条 本規則の改訂は、理事会の決議による。

一般社団法人日本古生物学会出版・編集規程
第1条 この規程は、一般社団法人日本古生物学会が会則第2条に示す目的のために編集出版する、Paleontological Research（旧日本古生物学会報告・紀事）、「化石」、日本古生物学会特別号、「古生物学トピックス」、および「その他の出版物」の編集業務に適用する。
1) Paleontological Research は、通年で刊行する欧文誌で、古生物学に関する英文による原著論文、総説、短報を掲載する。
2) 「化石」は、年2回定期的に発行する邦文誌で、古生物学に関する邦文の論文その他投稿規程に定める記事で、会員よりの投稿、編集委員会からの依頼原稿、編集委員会が適当と認めた非会員よりの投稿、ならびに本会記事を掲載する。
3) 日本古生物学会特別号は、不定期に刊行する欧文出版物で、著者または主たる著者が本会会員である英文による原著論文のうち Paleontological Research では通常出版しきれない分量の論文、本会会員が編集者となっている古生物学に関する論文集および目録、あるいは本会の事業として編集した目録類を、単独で出版する。
4) 「古生物学トピックス」は、不定期に刊行する邦文出版物で、古生物学の教育普及に役立つように、研究成果や方法論などをまとめたもので、本会会員が主たる著者であ

る原稿を単独で出版する。 5) 上記 4 種のいずれにも当てはまらないものでも、理事会が適当と認めた場合には、「その他の出版物」として単独で刊行することがある。
第 2 条 各出版物に対する投稿原稿の受付・受理・保管・編集業務は、それぞれ日本古生物学会 Paleontological Research 編集委員会、「化石」編集委員会、日本古生物学会特別号編集委員会が行う。
第 3 条 各編集委員会は、本学会業務執行理事である当該出版物編集委員長と若干の編集委員によって構成される。編集委員は 3 編集委員長、業務執行理事庶務係及び会長で構成される刊行物委員会が推薦し、理事会の承認のもとに会長が委嘱任命する。なお、Paleontological Research については、編集長のほかに副編集長若干名を置き、編集委員に加えることができる。
第 4 条 編集委員会は、原稿を受け付けた場合、その原稿が完成原稿であり、下記の付則 2)～4)の要件を全て満たし、かつ各投稿規程に定められた形式上の不備がないことを確認した上で、直ちに受付番号及び日付を記入の上保管し、著者には受付証を送る。
第 5 条 投稿原稿は、編集委員、あるいは会員または非会員の適切な研究者による査読をうける。査読者の人選は編集委員会が行う。投稿原稿の採否は、Paleontological Research 及び「化石」については、査読者の意見を徴して編集委員会によって決定し、採用の日付をもって原稿の受理日とする。特別号については、同編集委員会が出版費も考慮して採否の原案を作成し、理事会において決定する。
第 6 条 編集委員会は、投稿原稿について、著者に修正を求めることができる。
第 7 条 編集委員会は不採用とした原稿については、その理由を付記して著者に返却する。著者は、不採用原稿について、理事会に不採用に対する異議申し立てを行うことができる。
第 8 条 Paleontological Research 及び「化石」については、採用原稿を各投稿規程に示す原稿の種目ごとに、原則として受理日の順に掲載する。受理日が同じ場合は受付日の順に掲載する。ただし著者が、編集委員会によって大幅な修正を求められるなどの理由により、投稿後論文の内容を大幅に修正した場合には、編集委員会の判断によって受付日付を変更することがある。場合によっては新規の投稿と見なすこともある。特別号については、その年度の出版計画にしたがって出版する。
第 9 条 本会の出版物に掲載された論文の著作権（著作権財産権, copyright）は原則として日本古生物学会に帰属する。但し、Paleontological Research については Paleontological Research 投稿規程により別に定める。
第 10 条 本会の出版物に受理され著作権を委譲する論文の Corresponding Author は、別紙に定める著作権委譲等同意書に著者を代表して署名の上、これを本会に提出しなければならない。

第 11 条 本規程の改訂は、理事会の議決による。

附則

- 1) Paleontological Research の編集委員長は Editor または Co-Editors（特別号編集委員長は Series Editor）、英文査読者は Language Editor、また編集委員は Vice Editor, Associate Editor, Editorial Board として出版物中に記載する。
- 2) 各出版物に投稿される論文は、以下の a～d の 4 項目を全て満たす者以外を著者に含んではない。
 - a. 研究の発案、設計、野外での調査、資料採集、データの取得、解析、解釈のいずれかへの寄与。
 - b. 論文原稿の執筆、または内容に関する意見表明による論文完成への寄与。
 - c. 論文内容の確認および著者構成・投稿自体に対する同意。
 - d. 自分の分担部分に責任をもって説明できること。
- 3) 各出版物に投稿される論文は、重複投稿とならぬよう、以下の a, b の両方を満たさなければならない。
 - a. 他の学術雑誌（学会誌、商業誌、紀要等の機関誌）や書籍に掲載済みでないこと、あるいはそれらに掲載予定または投稿中でもないこと。
 - b. 大学等の機関リポジトリを除く個人アーカイブで公表されたコンテンツと同一の内容でないこと。
- 4) Corresponding Author は、投稿の際に、上記 2) で定めた著者の要件を全ての著者が満たすこと、および上記 3) で定めた重複投稿に該当しないことについて、文書で誓約するとともに、共著論文の場合には各共著者の役割分担を本文末に明示しなければならない。

一般社団法人日本古生物学会倫理綱領

〔前文〕

一般社団法人日本古生物学会は、日本学術会議「科学者の行動規範」の精神を尊重し、古生物学の健全な発展に寄与するよう努める。

〔行動規範〕

1. 本会会員は、調査・研究の実施にあたっては、法令及び関係規則を遵守する。
2. 本会会員は、研究データ・資料を誠実に取り扱い、捏造や改ざんなどの不正行為を行わない。
3. 本会会員は、著作権などの知的財産権を尊重し、剽窃や二重投稿などを行わない。
4. 本会会員は、会員同士の人権を尊重し、人種、性、地位、思想・宗教などによる差別を行わない。

5. 本会会員は、会員相互の健全な関係構築に努め、ハラスメントに当たる行為を行わない。 6. 本会会員は、自身と他の会員や本学会との間の利益相反に注意し、適切に対応する。
[附則] 本綱領の改訂は、理事会の決議による。

一般社団法人日本古生物学会会費割引制度規則
第1条 本規則は、一般社団法人日本古生物学会会員のうち、本会の目的に照らし普通会員および特別会員に適用される会費割引制度を定めたものである。
第2条 本規則により会費割引制度の適用を受けた会員は、適用を受けない会員と同等の権利を有する。
第3条 本規則が適用されるのは、以下の第4条と第5条に定める普通会員および特別会員である。
第4条 専門学校、大学および大学院に在籍する正規の学生、および授業料を納付している研究生で、大学・大学院生は指導教員（指導教員のいない場合は、申請者を知る在学校の教員）の推薦を受け、かつ会費を銀行口座からの自動引き落としで支払う手続きを取った普通会員は、学生割引を申請できる。ただし、日本学術振興会等から給付を受ける有期雇用者は除く。
第5条 満65歳以上で本会及び任意団体である日本古生物学会に通算して30年以上在籍し、常勤職に就いておらず、かつ会費を銀行口座からの自動引き落としで支払う手続きを取った普通会員および特別会員は、シニア割引を申請できる。
第6条 学生割引会費は年4,000円、シニア割引会費は年5,000円とする
第7条 本規則の適用を希望する会員は、本会事務局に本会が定めた様式の手紙で申請する。会員に対する本規則の適用の可否は執行理事会で決定する。
第8条 本規則の改訂は、理事会の決議による。

一般社団法人日本古生物学会 Paleontological Research 投稿規程	
A. 投稿規程	
1. 原稿の種類	論文原稿は原著論文 (Research Article) および総説 (Review) (通常 20 ページ以下) と、短報 (Short Note: 4 ページ以下) とする。各区分の内容の詳細は、最新の「A GUIDE FOR PREPARING MANUSCRIPTS」(以下、Guide)にある。
2. 著作権	「PR」誌に掲載された論文の著作権 (著作権財産権: copyright) は著者に帰属する。論文は CC-BY4.0 リーガルコードによりオンラインで配信する。28 巻以前に掲載された論文の著作権は日本古生物学会に帰属する。「PR」誌 28 巻以前に掲載された論文の全部または一部を、個人的な利用以外の目的で、複製、掲示、送信その他の方法により配布または使用する場合には、本学会の許諾が必要である。著者であっても、委譲した論文の利用については、学会に問い合わせること。
3. 投稿	投稿は、電子投稿査読システム(http://mc.manuscriptcentral.com/pr)を通じて行う。
4. 原稿の体裁	原稿の作成にあたっては、下記の「著者への指針」と最新の Guide および最新の掲載論文の体裁に従い、万全を期すること。
5. 著者の責任	a) 著者は編集上の諸事項に関して、編集委員会の指示に従う。 b) 著者校正は初校のみとし、編集上のミスの修正を原則とする。 c) 校正刷りは、出版予定日の約 1 ヶ月前には Corresponding Author に送付されるので、受領後 3 日以内に確認し、編集部へ返送する。 d) Corresponding Author が提出した軽微な変更は校正中は認めるが、校了後は認めない。また、大幅な変更の場合は有料とする。 e) 編集委員会で認められた論文で 20 組版ページを超過する場合は、その超過ページ数に応じた経費を著者の負担とする。超過ページ分の実費レートは、最新の Guide にある。
B. 著者への指針	
次に掲げる「著者への指針」は、より充実した質の高い論文を「PR」誌になるべく数多く速やかに掲載し、かつ編集・出版業務を円滑に進めるための投稿著者に対する勧告である。よって、著者には、これを遵守して原稿を作成することを要請する。また、最新の Guide も遵守すること。	

l) 文章

1. 原稿は可能な限り簡明にまとめ冗長でないものとし、英語を母国語とする古生物学の専門家、または適当と認められる人に校閲を受けることが望まれる。この際内容ならびに英文が十分検討済みであることの証明（校閲者の手紙の写しなどでも可）を付することが望ましい。なお、文章はイギリス英語でも米語でもかまわないが、必ず、どちらかに統一すること。
2. 原稿は A4 版（210×297 mm）の用紙に Times New Roman フォントを用いて、ダブルスペースで作成する（1 ページ 24～25 行を目安とし、各行は右揃えにしないこと）。
3. 論文題目は簡潔にして要を得たものとする。
4. 論文原稿は、以下の構成とする。a) カバーシート、b) アブストラクト（短報には不要）、c) キーワード、d) 本文、e) 謝辞、f) 引用文献、g) 著者の貢献（複数著者の場合）、h) 図表の説明文（キャプション）、i) 補遺。画像や動画などの生データなどは Supplemental Online Materials (SOM) として web 上にアップロードすることができる。データは J-STAGE DATA に保管され、論文中の SOM キャプションなどとリンクする。著者はすべてのファイルに対し適切なキャプションをつけること。
5. カバーシートには次を記載する。a) タイトル、b) 全著者の氏名および所属先、c) 査読結果や校正の送り先となる著者の連絡先（住所、電話・ファックス番号、E-mail address）、d) ランニングタイトル（右ページ上に書かれる短縮したタイトル、40 文字以内）、e) 投稿原稿の内容は、すでに出版したものではなく、他の雑誌に投稿中のものでもないことの申し立て。ただし、電子公開された学位論文は除く。ファーストネームしかない文化もあるため、著者名は本人の要望に沿う。著者名のアルファベットでの表記が複数通りある場合は括弧で併記することができる。
6. アブストラクトは 500 語以内とし、論文引用はしない。短報にはアブストラクトをつけない。新たに提唱する分類名や地層名はアブストラクトに含めることが望ましい。
7. キーワードは 6 語以内とし、アルファベット順に並べること。
8. 論文には目次はつけないが、本文は章、節、項のように見易く区切ることができ、それらの見出しの体裁は、Guide および最新の掲載論文に従うこと。
9. 脚注は認めない。所属機関や研究グループなどの個人的な Contribution number も付けない。
10. 生物名の属以下の名称（学名）や外来語はイタリックとする。なお人名の姓に小キヤピタルは使用しない。新たな属・種は、それぞれ、"gen. nov." および "sp. nov." を用いて表すこと（例 *Newhousia* gen. nov., *Hydrolithon braganum* sp. nov.）。"n. gen." や "n. sp." の表記は認めない。"cf." や "aff." を用いる場合、それぞれ、*Gaudryceras* cf. *izumiense* および *Pachydiscus* aff. *flexuosus* と標記する。タクサの同定に疑問が残る場合には、その後に疑問符を付すこと（例 *Globorotalia? truncatulinoidea*,

Neogloboquadrina pachyderma?) .

11. "et al."や"ca."などのラテン語を起源とする用語（ただし，"i.e."および"e.g."は例外とする），統計のテスト方法("t-test"など），数式中の変数もイタリックを用いる．編集長が必要と判断しない限り，日本の地名にダイアクリティカルマークを付けないこと．
12. 長さや重さなどの単位は SI (Système International d'Unités) を用いる．数値と SI 単位の間には，スペースを挿入すること．
13. 緯度および経度は，それぞれ，X° Y'Z"N/S, X° Y'Z"E/W と記述すること．
14. 地質年代の表記は，国際地質科学連合国際層序委員会による International Stratigraphic Chart の最新版に従うこと．確定された層序・年代区分は大文字で始め (Early/Middle/Late, Lower/Middle/Upper) ，未確定の層序・年代区分は小文字とする．
15. 文中（謝辞を含む）の人名に敬称は付けない．
16. 化石の記載と関連する文章の体裁は，分類群によって慣例のようなものがあるので，それを踏襲してよい．典型的な体裁は最新の掲載論文に従うこと．しかし，膨大なシノニムリストを必要とする場合には，いたずらに無駄なスペースをとらないように配慮されたい．シノニムに関しては，著者・出版年・ページ番号・図番号のみからなる略式の記述を行う．論文中に用いられた化石標本の所在は，命名規約の趣旨に添って明確にしておくこと．
17. 新種の記載は，判別文 (diagnosis) ，位置および産出層準，タイプ指定，タイプ標本の所在，新タクサが示されている図の指定を含むこと．国際動物命名規約 (International Code of Zoological Nomenclature) で規定された分類群について新提案を行う際は ZooBank への登録が必要となる．原稿が受理された時点で速やかに登録を行い，著者校正の際に情報を加筆すること．
18. 地層を命名する必要がある際には，International Stratigraphic Guide に従う．
19. 本文中で文献を引用する場合，括弧内に著者の姓，カンマ，引用文献の出版年を記し，年代順に並べること（例 Ager, 1963; Barron and Keller, 1982; Thomas *et al.*, 2012）．印刷中の論文（受理が決定している論文）は in press として引用文献に加えることができる．未公表の研究成果を引用する場合は，私信 (Personal communication) として，その情報の出典（氏名）と年を明示して，"Konishi (pers. comm., 2012)"と書く．
20. 引用文献は本文・図表に直接引用したものだけすべてを示す．引用方法や書名，誌名の省略法は最新の Guide ならびに最新の掲載論文の体裁に従うこと．
21. 共著論文の場合には，引用文献の後に各著者（イニシャルで表記）の貢献を明記すること．ファーストネームしかない文化もあるため，著者名は本人の要望に沿う．著者名のアルファベットでの表記が複数通りある場合は括弧で併記することができる．
22. 図および表の説明文（キャプション）は原図とは別に入力する．説明文は，以下の

例に倣うこと。

1) 個々の図の説明が文章ではない場合、「番号，カンマ，説明（定冠詞ならびに不定冠詞を用いずに書き始める），セミコロン」の順で繰り返し，ピリオドで終える．例

Figure 2. Photographs of specimen RM30907 (UMUT RM30907) and CM30908 (UMUT CM30908). **A**, outer surface of right and left valves (RM30907); **B**, inner surface of right and left valves (RM30907); 中略 **D**, inner surface of right valve (CM30908). Arrows show the sections for the acetate peels.

2) 個々の図の説明に文章が含まれる場合には，番号，カンマ，説明（定冠詞ならびに不定冠詞を用いずに書き始める），ピリオドとする．例 Figure 3. Schematic illustrations of thecideoid (A) and productide (B, C, D, E) lophophores. **A**, ontogenetic change in the thecideoid lophophore. Ventral (upper) and anteroventral (lower) views of the internal dorsal area are shown for each morphological type of lophophore.

Arrows on the lophophore ridges indicate the postulated direction of the transportation of food particles to the mouth. **B**, 後略.

II) 挿図 (Figure)

1. 図版形式の写真図版 (Plate) も，線描きの挿図 (Figure) と同じ取り扱い (Figure) とする．なお挿図の折り込みは受け付けない．図は本文に出てくる順番に並べること．

2. 写真図版および線描きの挿図とも，本文を理解するのに最小限必要なものに留める．

3. 写真図版および線描きの挿図とも，印刷サイズに縮小した時に模様や文字がはっきり識別できるよう十分に注意する．また印刷に際しての縮小は1つの挿図の幅が本文の1段幅 (80 mm) か，2段幅 (170 mm) になることを考慮し，縮小率を指定する．ただし，編集上希望に添えない場合もある．

4. 図表類の解像度は 300 dpi もしくはそれ以下とする．受理された原稿では，すべての図の解像度は 600dpi 以下とする．ファイル形式は TIFF, EPS, PSD (Adobe Photoshop) , AI (Adobe Illustrator) のいずれかとする．カラーの図の場合，CMYK 画像ではなく，RGB 画像で提出すること．なお，文字化けを防ぐために，フォントはアウトライン化することが望ましい．

5. 化石等の写真図版や挿図の作成にあたっては，写真の仕上がり，配置等を特に考慮すること．化石等個々の写真を指示する数字や文字等はなるべく右下にはり，字体や大きさを十分考慮すること．薄片を除く全ての標本写真は，原則として左上方から光を当てて撮影すること．

6. 標本等のサイズは図中にスケールとなるものを示すか，説明文に標本の長さ等を数値で記述する (例 length = 5 cm) ．説明文における倍率表示は，これを認めない．

III) 表 (Table) 1. 縦罫線は認めない。また表の折り込みは受け付けない。 IV) 受理後の提出物 1. 論文受理後、最終修正原稿および論文の Graphical Abstract (GA) を電子データとして提出すること。 2. GA の仕様詳細は Guide を参照すること。
C. その他
本規程の改訂は、理事会の決議による。

一般社団法人日本古生物学会「化石」投稿規程	
1. 原稿の種類	
邦文で書かれた古生物学に関する内容で、投稿時においてその主要部分が未公表であり、他誌に投稿中または審査中でないものとする。原稿は内容の違いによって以下の種類に区分される。	
a. 論 説：オリジナルな研究論文。 b. 総 説：ある分野の研究内容や学説等を総括・評論したもの。 c. 解 説：技術、手法、語句、トピックスなどについての紹介。 d. 口 絵：古生物学に関する標本や産地などの未公表カラー写真とその解説。 e. 討 論：「化石」に掲載された論説および総説についての学術的な討論。 f. 記 事：(1) 書評。国内外で発行される古生物に関する新刊書の内容紹介。 (2) 学会・会議報告。国内外の関連学会、シンポジウム、ワークショップなどの参加・開催報告。 (3) ニュース。古生物学に関するシンポジウムやワークショップの開催予告など。	
2. 投稿手続きと審査	
a. 投稿原稿には、必要事項を記入した所定様式の投稿原稿整理カード（コピーして使用して下さい）を添える。 b. 投稿原稿（図・表を含む）は、電子ファイルまたは紙媒体のいずれかで提出する。電子投稿の場合は、電子メールの添付書類として下記送付先に投稿カードとともに送信するか、ファイルが大きい場合には記録媒体に焼いて郵送する。紙媒体で投稿する場合は、コピー（論説と総説は3部、これら以外は1部）のみを提出する。ただし、コピーでは不鮮明となり審査に支障が生じることが予想される写真原稿の場合には、オリジナルの写真も提出する。紙投稿の場合、カラー印刷を希望する原図は、カラーコピーを提	

出すること。郵送の場合には、封筒表に「原稿在中」と明記し配達記録の残る郵便とすること。

c. 原稿の送付先

図・表を含む完全な原稿と所定の投稿カードを「化石」編集委員長宛に直接送付する。

d. 論説と総説の原稿は、編集委員会が適任と判断した2名の査読者によって審査を受ける。査読者の審査内容を編集委員会は検討し、著者に修正を求めることがある。解説および口絵の原稿の取り扱いもこれに準ずる。なお、修正を求めた原稿が発送日から3ヶ月を過ぎて返送された場合には、原則として新規受付原稿として扱う。

e. 海外で行われた学術報告も記事原稿として扱う。そのため、ポイントが落とされて印刷される。また、写真は全て1カラムの幅（一段の幅）で印刷する。記事原稿の写真や図は、数枚に留めるようにすること。

f. 編集委員会から投稿原稿受理の通知があった場合、文章の原稿が入力されている電子ファイルを直ちに提出する。その際、使用したソフト名を明記し、さらに同じ原稿をテキスト形式でも保存すること。図・表はオリジナルを提出すること。電子ファイルに関しては、編集委員会の指示に従うこと。

g. 修正を求めた原稿が編集委員会から著者に返送された後、同じ原稿を他誌に投稿する事態が生じた場合には、編集委員会宛に投稿取り下げを文書で通知すること。また、著者への返却後6ヶ月を過ぎても著者から何等通知のないものは、投稿を取り下げたものと判断する。

3. 投稿原稿の構成ならびに文章と文体

a. 原稿の長さは刷り上がり14ページまでとする。これを越える部分についての印刷費用は、著者の負担とする。ただし、原則として刷り上がりの長さは最大で16ページとする。口絵は原則として刷り上がり2ページとする。

b. 投稿原稿の第1ページ目には、表題、著者名、著者の所属機関名（または連絡先）の電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを記す。本文は第2ページ目から始める。原稿には、英語の表題と著者名および所属（または連絡先）のローマ字書きを添える。論説、総説、口絵の原稿には、5～6文字からなる英語キーワードまたはキーフレーズを添える。

c. 論説と総説には英語の要旨(abstract)をつける。英語要旨の長さは原則300語以内とする。なお、英語要旨は、著者の責任で英語を母語とする人、または英語に堪能な人の校閲を受ける。英語要旨原稿は本文とは分けて用意すること。

d. 口絵は写真とその説明文のみから構成されることを原則とするが、写真の理解に必要な場合には図を入れても良い。文献は2つ以内を原則とする。原則として説明文は400字以内、キャプションはそれぞれ150字以内とする。

e. 文体は「である体」とし、現代かなづかいを用いる。漢字は当用漢字を用いるが、固有名詞や学会で用いられている慣用語はこの限りではない。

- f. 句読点は、. を用いる.
- g. 数量を表す数字はアラビア数字とする. 数学的表現において変数として用いる文字については、スカラー量はイタリック体で、ベクトルや行列は太字のイタリック体であらわす.
- h. 固有名詞で読み誤るおそれがある場合にはルビ（ふりがな）をつける.

4. 投稿原稿の書き方

- a. 原則としてワードプロセッサを使用し、A4 判用紙に印字する. 印字サイズは 12 ポイント、1 ページ 25 字/行×25 行とする. 行間および周囲には書き込みができる十分な余白を設けること. 原稿にはページ番号を付すこと. 手書き原稿の場合には、400 字詰め横書き原稿用紙を使用すること. ワードプロセッサを使用せずに英語要旨を作成する場合は、タイプライトするか、手書きの場合には活字体とし、1 ますに 2 字の見当で書くこと.
- b. キャプションは日本語のみ、または、英語併記で書くこと.
- c. 句読点、引用符、その他の記号も 1 字として扱う.
- d. 生物および古生物の学名などイタリックで表記するものは、イタリック出力を行うか、または下線を引いて指定する（例：*Nipponites* または Nipponites）.
- e. ゴシック字体およびアルファベットのリボールド字体は、太字出力するか波線で指定する（例：**はじめに** または はじめに）.
- f. 原稿の右側欄外に図・表を入れる位置を矢印と番号で指定する（例：←図 1）.
- g. 見出しの付け方は以下に従う.
 - 1) 第一項目：ゴシック体にして中央に配置.
 - 2) 第二項目：左寄せでゴシック体にする.
 - 3) 第三項目：番号でつづけるが、ゴシック体にもイタリックにもしない. 左寄せ.
 - 4) 第四項目：英文字小文字でつづけるが、ゴシックにもイタリックにもしない. 左寄せ.
- (例)
 - はじめに
 - 浮遊性有孔虫
 - 1. 化石層序
 - a. 群集組成
- h. 図のキャプションに英文をつける場合は、Figure ではなく Fig.を使用する.
- i. 3 名以上の著者がある論文の本文やキャプションへの引用は、邦文論文の場合は、「横山ほか、2003」とし、欧文論文の場合は「Yokoyama *et al.*, 2003」とし [*et al.*] は斜体とする.

5. 文献

- a. 文中における文献の引用は、発表年代順に並べる。
 - b. 引用文献は、文献として本文末に一括し、著者名のアルファベット順、同一著者の論文は、単著論文を年代順に、続けて第2著者のアルファベット順とし、同一組み合わせの著者の場合は年代順とする。雑誌名は省略せず完記する。
- 欧文雑誌名はイタリック指定(4-dを参照)をすること。雑誌の号数は省略し、巻とページのみとする。巻数は太字（ボールド字体）とする(4-eを参照)。ただし、巻数の表記が無く号数のみの雑誌の場合には、号数を（）付きで表記する。図・表の数は省略する。体裁は以下の例を参照のこと。

(例)

Braisier, M. D., 1980. *Microfossils*. (または Microfossils.) 193p., George Allen and Unwin, London.

Carter, J. G., 1990. Shell microstructural data for the Bivalvia. Part V. Order Pectinoidea. In Carter, J. G., ed., *Skeletal Biomineralization: Patterns, Processes and Evolutionary Trends*, 363-389. Van Nostrand, New York.

(または Carter, J. G., 1990. Shell microstructural data for the Bivalvia. Part V. Order Pectinoidea. In Carter, J. G., ed., Skeletal Biomineralization: Patterns, Processes and Evolutionary Trends, 363-389. Van Nostrand, New York.)

Griggs, G. B., Carey, A. G. Jr. and Kulm, L. D., 1969. Deep-sea sedimentation and sediment-fauna interaction in Cascadia Channel and on Cascadia Abyssal Plain. *Deep-Sea Research*, **16**, 157-170. (または Deep-Sea Research, 16)

半沢正四郎, 1963. 大型有孔虫について. 地質学雑誌, **69** (または 69), 298-302.

畑井小寅・小林貞一, 1963. 腕足動物. 小林ほか, 古生物学, 上巻, 103-126. 朝倉書店.

藤岡一男, 1963. 阿仁合型植物群と台島型植物群. 化石, (5), 39-50.

付記: 「化石」誌を欧文で引用する際には、次のように引用することとする。

Fossils (Palaeontological Society of Japan) No. 00.

6. 図・表に関する注意

- a. 本文中にイれる線書きの挿図および写真を図 (Fig.), 記号・文字・横に引かれた罫線のみからなるものを表 (Table) と呼ぶ。これまで図版として扱ってきた写真は、通しページを付して図として扱う。
- b. 図と表の原稿は、1 図、1 表ごとに別の用紙 (A4 サイズ) に書くこと。図・表は印刷時の縮小を十分考慮して作成すること。小さいものは A4 サイズの台紙に貼ること。
- c. 図と表の原稿には、著者名、番号を記入し、印刷時と同一のサイズ (縮尺 100%) で作成すること。
- d. 図と表は、横 81mm (1 コラム幅) もしくは 172mm (2 コラム幅) 以内とする。ただし、図・表とキャプションは同一ページの印刷面 (縦 243mm) に収まるようにする

- こと.
- e. 図の内容の大きさを示す場合には、縮尺（スケール）を図中に書くこと.
 - f. 電子ファイルでの投稿時には、図・表は原図から書き出された圧縮したファイル形式（PNG または JPEG など）で原稿中に添付し、文章とともに単一のファイルとすること. また、ファイルサイズが 10Mb を超えないように調整すること.
 - g. 編集委員会から投稿原稿受理の通知があった場合、図・表のオリジナルの電子ファイルを直ちに提出する. 図・表は EPS（文字はアウトライン化する）または TIFF（カラー、グレースケール共にラスター画像の場合の印刷時解像度は 400dpi~600dpi（1 コラム幅の場合は横 1276~1913 ピクセル、2 コラム幅の場合は横 2709~4063 ピクセル）、モノクロ 2 階調の線画をラスター画像にする場合の印刷時解像度は 1200dpi（1 コラム幅の場合は横 3827 ピクセル、2 コラム幅の場合は横 8126 ピクセル））形式とする. ただし、「記事」の原稿については、上記ファイル形式に加え JPEG 形式でも構わない.
 - h. カラー写真の印刷費用は著者の負担とする. ただし、「口絵」は無料.
 - i. 折り込み図表は認めない.
 - j. データ、写真、プログラムリスト、詳細な方法の記載などで、本文中に印刷しきれない分については、必要と認められる場合には、電子ファイルを付録資料として電子版のサーバで公開することができる. 著者が付録資料の公開を希望する場合には、投稿の際にその旨編集長に相談すること.

7. 著作権

「化石」誌に掲載された論文の著作権（著作権財産権：copyright）は、日本古生物学会に帰属する.

8. その他

本規程の改訂は、理事会の決議による.

一般社団法人日本古生物学会日本古生物学会特別号投稿規程

1. 原稿の種類

本学会会員が主たる著者となっている古生物学に関する原著論文で Paleontological Research では通常出版しきれないもの、本学会会員が編者となっている古生物学に関する論文集および目録類、あるいは本学会の事業として編集した目録類とする. 国際的な読者を念頭におき、使用言語は原則として英語とする.

2. 投稿
投稿は、電子投稿査読システムを通じて行う。投稿に際しては、原稿のほか、次に上げるものを添付する。 a. 図・表を含む完全なコピー組。 b. 下記の事項を明記したカバーシート。 ・著者名、論文の題目(およびその邦訳)。 ・編著者(またはその代表者)の氏名、住所、所属機関、連絡先(住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスなど)。 ・40字以内の柱。 ・原稿の枚数、図・表の数。 c. 内容の概要(なるべく邦文で800～1200字程度)。 d. 内容および欧文が十分検討済みであることを証する書類(専門家による校閲の結果を知らせる手紙や推薦状の写し等)。 e. 他からの印刷経費支払いの見込みの有無、その予算額、およびその見込みを証する書類(またはその写し)。 f. その他の参考事項。
3. 著者の責任
a. 著者は編集手続きに関し、編集委員会の指示に従う。初校に対する校正は著者の責任において行う。 b. 本冊25部までを無償とし、それ以上は著者の負担とする。
4. 著者への指針
1. 原稿の体裁 a. 本文、引用文献、図・表などの体裁は、すべて Paleontological Research の様式に従う。 b. アブストラクトは原則として500語以内とする。 c. 論文の内容によっては、末尾にインデックスを付けてもよい。 2. 投稿について投稿者は刊行予定その他について特別号編集委員長に問い合わせるのが望ましい。
5. その他
本規程の改訂は、理事会の決議による。

一般社団法人日本古生物学会「古生物学トピックス」投稿規程	
1. 原稿の種類	
	古生物学に関する最新の研究成果や方法論，研究会のまとめなどを，本学会会員が主たる著者となって，おもに学生や関心の高い一般への教育普及に役立つように，和文によってわかりやすくまとめたもので，1号ごとに特定のテーマに沿っていることが望ましい。
2. 原稿の準備	
	a. 「古生物学トピックス」は完全原稿をオフセット印刷するので，著者は完全原稿の前段階の原稿を特別号編集委員長宛に送って，事前に協議する。 b. 複数の原稿を集めて1号とする場合には，その号全体の原稿を編集して完全原稿まで準備する編者（ボリュームエディター）を決め，事前の協議等はその編者が行う。
3. 投稿	
	a. そのままオフセット印刷ができる，図・表も含めた完全原稿1組。 b. 図表類はそのまま印刷するので，著作権問題の生じないような手当てをしたものに限る。
4. 原稿の送付先	
	完全原稿は日本古生物学会特別号編集委員長宛に送付する。
5. 著者の責任	
	a. 著者（およびボリュームエディター）は編集手続きに関する編集委員会の指示に従う。完全原稿の校正は著者（または，ボリュームエディター）の責任において行う。 b. カラー印刷，折り込み図表等の出版費用は著者の負担とする。 c. 別刷りは作らないが，本冊の著者割引を行う。
6. その他	
	本規程の改訂は，理事会の決議による。

一般社団法人日本古生物学会「その他の出版物」 投稿規程	
1. 原稿の種類	
	古生物学に関する原稿のうち，Paleontological Research，「化石」，日本古生物学会特別号，「古生物学トピックス」のいずれにも当てはまらないもの。
2. 編集手続き	
	日本古生物学会特別号投稿規程に準ずる。投稿者は，編集委員長と協議の上，手続きを進める。
3. 著者の責任	
	著者（またはボリュームエディター）は，編集手続きに関する編集委員会の指示に従う。
4. その他	
	本規程の改訂は，理事会の決議による。